

○学校における非違行為（盗撮行為）の防止に向けた対策について

1 学校全体で行うこと

- ・学校での犯罪防止にかかる研修の実施
- ・環境整備（整理整頓、更衣室のカーテン設置、ガラス窓に紙を貼らない）
- ・鍵は常に職員室で管理、使用后直ちに所定の場所に戻す。
- ・日常的な点検（新たに盗撮カメラ発見器も活用）
- ・教育目的以外は勿論、教育目的でも不必要な児童の撮影・録画はしない。
- ・猥褻行為が疑われる場合は勿論、教室等管理や指導方法が不適切と感じられるときは直ちに管理職に報告する。あるいは校外相談機関（市教委・県北教育事務所・県教委）に連絡する。
- ・悩みや不安を抱えた児童が、より職員に相談しやすいような雰囲気醸成に努める。
- ・監視カメラ目視による定期警備により、不審者の侵入を防ぐ。

2 教職員が行うこと

- ・スマートフォンは職員室に置いておき、校長の許可なく、職員室外に持っていかない。
- ・外から見えない密室性の高い場所での指導・相談は行わない。
- ・SNSにより、特定の児童や保護者との連絡は行わない。

3 児童が行うこと

- ・学習に必要なものは学校に持ち込まない。
- ・貸与タブレットを学習以外では使用しない。